「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等の組合員・利用者から資金調達のお申込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断します。

２．経営者保証の契約時の対応について

（１）当組合は、組合員・利用者と保証契約を締結する場合、組合員・利用者の理解と納得を得ることを目的として、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）保証金額の設定につきましては、組合員・利用者の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう組合員・利用者の資産および収入の状況、融資額、信用状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

３．既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）組合員・利用者から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について組合員・利用者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について組合員・利用者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

４．経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を万一求める場合には、保証人の資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。